

第 2 次射水市地域福祉計画 ・
第 3 次射水市地域福祉活動計画
素案

令和 2 年 1 2 月

射水市

射水市社会福祉協議会

【目次】

第1章 計画の策定に当たって	1
1 地域福祉計画とは	2
2 地域福祉活動計画とは	3
3 計画策定の背景	4
4 計画の新たな視点	5
(1) 社会福祉法の改正による盛り込むべき事項	5
(2) 自助・互助・共助・公助について	5
(3) 新型コロナウイルス等感染症に対応した新たな地域福祉活動	6
(4) Society5.0を見据えた取組の推進について	6
(5) SDGsの達成に向けて	7
5 計画の位置付け	8
6 計画の期間	12
7 計画策定の手法	12
第2章 市の現況と課題	13
1 人口等の現況	14
(1) 人口・世帯数の状況	14
(2) 高齢者に関する状況	15
(3) 障がい者に関する状況	17
(4) 児童に関する状況	20
(5) 生活保護に関する状況	22
(6) 権利擁護に関する状況	23
(7) 再犯防止に関する状況	24
(8) 避難行動要支援者支援制度に関する状況	25
2 福祉に関する市民等の意識	26
(1) 地域福祉アンケート調査からみる課題	26
(2) 地域のふくし調査からみる課題	39
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	44
2 基本目標	44
3 計画の体系	47

第4章 施策の展開	49
基本目標1「ともに支え合う人づくり」	50
1 地域福祉活動の担い手の育成・確保	50
2 福祉人材の育成	54
基本目標2「安心して暮らせる地域づくり」	56
1 住民主体の活動環境の整備	56
2 権利擁護の推進	61
3 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	66
4 災害時の支援体制の整備	67
基本目標3「自分らしく生活できる仕組みづくり」	70
1 包括的な相談支援体制の構築	70
2 全庁的な体制整備	73
3 制度の狭間の課題解決	73
4 更生支援の推進	77
5 福祉分野以外との連携	79
6 福祉サービス事業者への支援	80
第5章 計画の推進体制と進行管理・評価	83
1 推進体制	84
2 計画の公表と周知	86
3 計画に係る指標	86
4 計画の評価と見直し	86
資料編	87
1 計画策定の経緯	88
2 射水市地域福祉計画等策定委員会設置要綱	89
3 射水市地域福祉計画等策定委員会委員名簿	91

第 1 章 計画の策定に当たって

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な生活の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備し、地域福祉を推進するための計画です。

この計画は、地域住民や団体・組織など、みんながつながり支え合うことで、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別などに関わらず、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で自分らしく生きがいを持ち、安心した生活を送ることができる社会を目指すものです。

■社会福祉法(第107条)

(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会と地域住民や社会福祉に関する活動を行う個人、団体、社会福祉を目的とした事業者、行政等が協力し、福祉のまちづくりを進めるための民間の活動及び行動の計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

■社会福祉法(第109条第1項)

(市町村社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3 計画策定の背景

近年、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などにより、例えば、高齢の親と50代のひきこもり状態の子が同居している中で起こる「8050問題」や、親の介護と育児が同じ時期に重なる「ダブルケア」といった、複合化・複雑化した課題を抱える世帯が見られるなど、家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、人口減少、非正規雇用の拡大、コミュニティ機能の低下など、社会構造の変化を背景として地域における結び付きが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の増加など、課題が深刻化しているケースが見られます。

このような中、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民が支え合い、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

それは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながらること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



4 計画の新たな視点

(1) 社会福祉法の改正による盛り込むべき事項

平成29年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について、福祉関連個別計画の上位計画に位置付けるとともに、福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や福祉関係者が地域生活課題を把握し、関係機関との連携等により課題解決を目指すという「地域福祉の方法」が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項として、次の5つが示されました。

地域福祉計画に盛り込むべき5事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 自助・互助・共助・公助について

自助・互助・共助・公助の意味

自助	住み慣れた地域で暮らすため、自分たちの日常生活における課題は、自発的に解決すること
互助	地域で暮らす人たちが隣近所や地域のつながりで助け合い、支え合い、課題を解決すること
共助	健康保険や年金、介護保険などの社会保障制度等の制度で支え合うこと
公助	自助、互助、共助で解決することのできない課題に対して、行政サービスが対応すること

地域共生社会の実現には、自助・互助・共助・公助をバランス良く組み合わせることが重要です。

しかし、共助を担ってきた社会保険、公助を担ってきた公的福祉が人口減少や少子高齢化等の影響を受けて負担が大きくなっています。

将来にわたり効果的な社会保障制度を維持するためには、自助・互助・共助・公助全体のより適切な在り方の再構築が必要です。

今後、福祉課題・生活課題の内容を地域の実情に合った形でこの4つが適切に機能するよう、地域住民をはじめ関係する団体・組織等の連携・協働を図る支援を一層強化することで、地域共生社会の実現を目指していきます。

(3) 新型コロナウイルス等感染症に対応した新たな地域福祉活動

新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛や活動制限は、市民の交流や見守り活動、生きがいづくり等を目的に実施されてきた地域福祉活動にも活動の縮小や休止などの影響を及ぼしています。

また、多くの経済活動の停止に伴い、減収や失業による生活困窮で支援を必要とする人も増えています。

今後、市民が新しい生活様式を継続していくことに併せて、新型コロナウイルス等感染症との共存に対応した新たな地域福祉活動の取組を推進していきます。

(4) Society5.0を見据えた取組の推進について

我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたSociety5.0で実現する社会は、IoT (Internet of Things) や人工知能 (AI) といった新しい技術を導入することで、社会構造の変化等がもたらす様々な課題を解決し、誰もが自分らしく安心して暮らせるものです。

本市においても、Society5.0を見据え、新たな技術等を積極的に活用した地域福祉活動の取組を推進していきます。

(5) SDGsの達成に向けて

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年の国連サミットで採択された持続可能でより良い世界を目指す国際目標のことで、17の目標で構成されています。

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点は、地域福祉計画とも共通するものであることから、本計画ではSDGsの理念を取り入れ、計画を推進していきます。

17の目標のうち、地域福祉と特に関連が大きい以下の目標達成のために各種事業を推進し、持続可能な地域と福祉の仕組みをつくっていくことを目指します。

- 「1 貧困をなくそう」
- 「2 飢餓をゼロに」
- 「3 すべての人に健康と福祉を」
- 「5 ジェンダー平等を実現しよう」
- 「10 人や国の不平等をなくそう」
- 「11 住み続けられるまちづくりを」
- 「17 パートナーシップで目標を達成しよう」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【SDGsの17の目標】

5 計画の位置付け

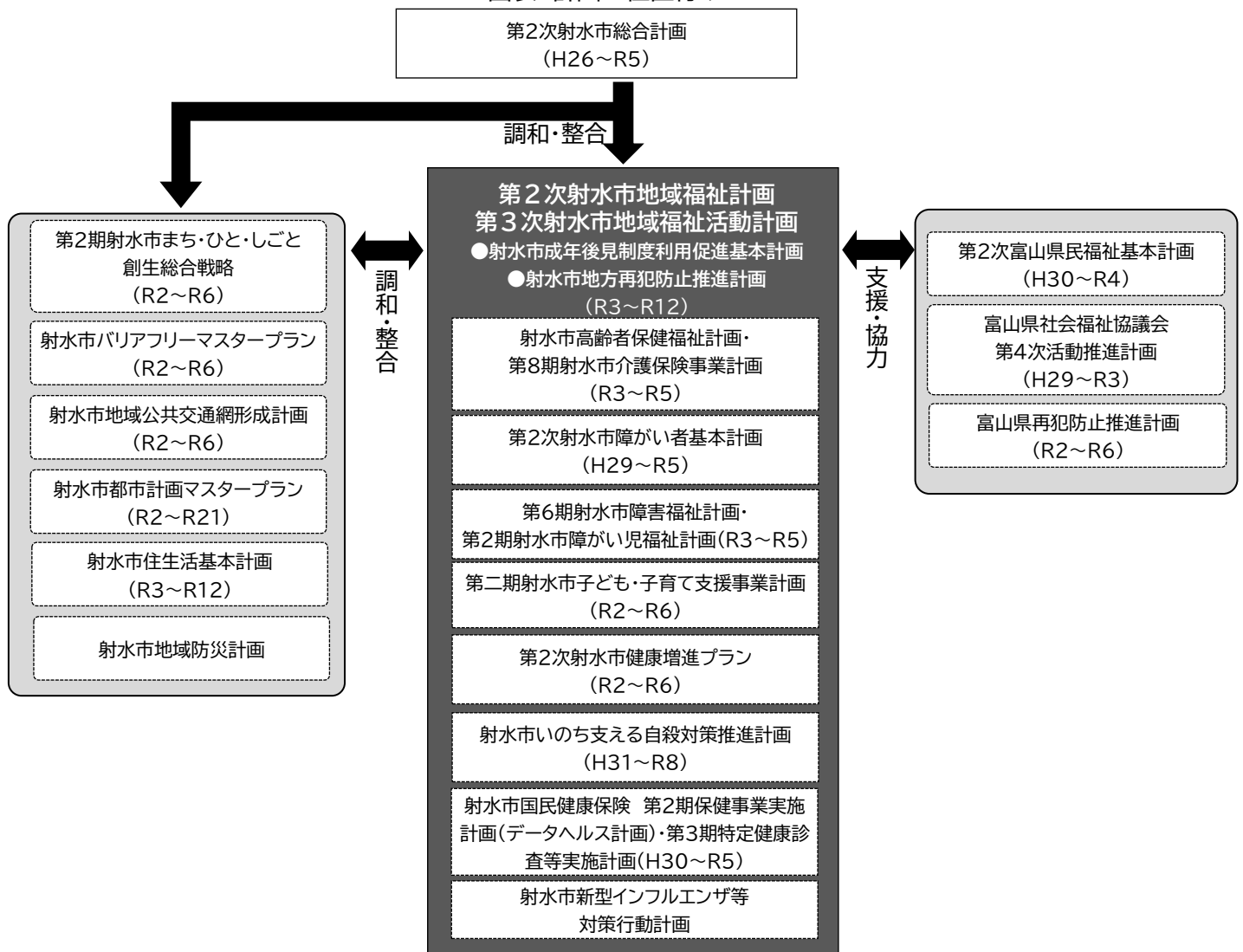
「射水市地域福祉計画」と「射水市地域福祉活動計画」の二つの計画は、基本理念や目標を共有するなど、いわば「車の両輪」であることから、今回は、より分かりやすく実効性のあるものとするため、一体的に策定しました。

本計画は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など福祉分野別計画の最上位計画として位置付けられています。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（第14条第1項）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律（第8条）に基づく「地方再犯防止推進計画」も包含しており、地域福祉や関連する分野の取組と連動させて、推進していきます。

なお、既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、その重なる部分について、該当する計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされていることから、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとの各施策については、各個別計画に委ねるものとします。

図表 計画の位置付け



関連法抜粋

■成年後見制度の利用の促進に関する法律(第 14 条第1項)

(市町村の講ずる措置)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律(第8条)

(地方再犯防止計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

福祉分野別計画の紹介

■射水市高齢者保健福祉計画・第8期射水市介護保険事業計画

計画期間	令和3年度から令和5年度までの3年間
概要	<p>この計画は、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。</p> <p>高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標とその実現に向けて取り組んでいく計画で、8期計画においては、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）及び現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据え、地域共生社会の実現等を目指しています。</p> <p>地域福祉に関連する取組としては、社会貢献活動の促進や老人クラブ活動への支援、三世代交流事業やシルバー人材センターの運営支援、雇用の促進、認知症高齢者等と家族への支援、高齢者の見守り活動、防犯・交通安全対策の推進等を行っています。</p>

■第2次射水市障がい者基本計画

計画期間	平成29年度から令和5年度までの7年間
概要	<p>この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者基本計画」として策定したもので、長期的視点に立って、障がい者の生活全般にわたる支援を行うための障がい者施策に係る総合的な計画です。</p> <p>障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加支援等、施策の一層の推進を図ります。</p> <p>地域福祉に関連する取組としては、交流・ふれあいの機会の充実として、障がい者の参加促進や日常的なふれあい事業の推進、ボランティア活動の支援として障がい者のボランティア活動への参加促進、地域の見守り・支え合い活動等小地域での福祉活動の促進など、様々な施策を行っています。</p>

■第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画

計画期間	令和3年度から令和5年度までの3年間
概要	<p>この計画は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく「市町村障害福祉計画・障害児福祉計画」として策定したものです。</p> <p>障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための考え方、目標及び確保すべきサービス量とその確保方策を定める計画です。</p> <p>これらが総合的・計画的に実施できるよう支援体制を構築し、社会参加の機会が確保され、住み慣れた地域で自らが望む生活を送ることを目指しています。</p> <p>地域福祉に関連する取組としては、自発的活動支援事業として障がい者自らが企画・立案した活動の実施するための助言等の実施や、ボランティア活動への支援、障がい者スポーツの普及等を行っています。</p>

■第二期射水市子ども・子育て支援事業計画

計画期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
概要	<p>この計画は、子ども子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定したものです。</p> <p>第二期の計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と市が策定していた「射水市子どもの未来応援計画」、「第2次射水市子どもに関する施策推進計画」の3つの計画を一本化した計画で、より一層の子育て支援施策の充実を図っています。</p> <p>「子どもの幸せを第一とする支援」「子どもの健やかな成長への支援」「家庭における子育てへの支援」「地域で支える子育て支援」の4つの基本方針の下で、子ども・子育て支援を進めています。</p> <p>地域福祉に関連する取組としては、異年齢の子どもたちとのふれあい、子どもの貧困対策や権利支援、子育て支援センター等における相談支援、子育て支援ネットワークづくり、地域における見守りネットワークの構築、ひとり親家庭等への支援等を行っています。</p>

■第2次射水市健康増進プラン

計画期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
概要	<p>この計画は、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として策定したものです。</p> <p>少子高齢化が進み生活習慣病が増加する中、全ての市民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活していくために、健康づくりを推進する行動計画です。</p> <p>ヘルスプロモーションの理念に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、その取組を社会全体で支援するための環境づくりを行うことにより、健康なまちづくりを推進します。</p> <p>地域福祉に関連する取組としては、地域とのつながりを生かし健康を守り支えていくため、健康づくりボランティアと協働で行っている運動や食生活に関する生活習慣の改善をはじめとした健康づくり事業を推進しています。</p>

■射水市いのち支える自殺対策推進計画

計画期間	令和元年度から令和8年度のまでの8年間
概要	<p>この計画は、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」として策定したもので、「誰も自殺に追い込まれることのない射水市の実現」を目指すため、総合的な自殺対策を行う計画です。</p> <p>市民一人ひとりのかけがえのない「いのち」の大切さを考え、ひとと地域の絆を強めていく中で、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすため、様々な実践的な取組の一層の推進を図ります。</p> <p>地域福祉に関連する取組としては、ゲートキーパー養成講座や関係機関等との連携強化、自殺対策に関する啓発活動の推進、自殺未遂者への支援等のほか、市が行っている既存の取組の中に自殺対策の視点を取り入れながら、計画を推進しています。</p>

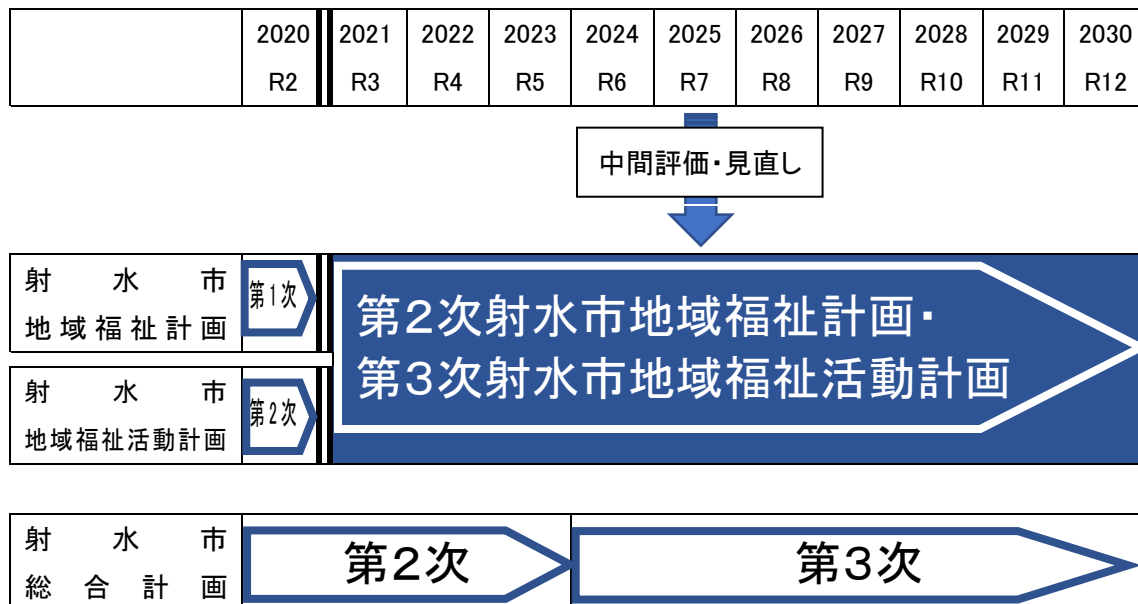
■射水市国民健康保険 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画

計画期間	平成30年度から令和5年度までの6年間
概要	<p>データヘルス計画は、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえるとともに健康増進計画等と調和のとれたものとなっています。</p> <p>データヘルス計画では、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ります。</p> <p>また、「第3期特定健康診査等実施計画」は、保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、データヘルス計画と一体的に策定しています。</p> <p>地域福祉に関連する取組としては、特定保健指導を通じた生活習慣の振り返りと改善、各種健康教室の開催等を行っています。</p>

6 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

なお、社会情勢の変化や法改正への対応、計画と現状の乖離等を修正するため、令和7年度に中間評価・見直しを行う予定です。



7 計画策定の手法

策定に当たっては、市民の意識や意向を反映していく必要があることから、市内在住の18歳以上の人の中から2,000人を無作為に選んだ地域福祉アンケート調査を実施しました。

また、新型コロナウイルスの影響で、住民から地域福祉の課題や困りごとを直接聞き取る地域福祉懇談会が開催できなかったことから、その代替措置として市内全27地区の地区社会福祉協議会を対象に自由記述式の「地域のふくし調査」を実施しました。

そして、学識経験者、市民団体関係者、社会福祉団体関係者、社会福祉関係事業者及び公募による市民で組織する「射水市地域福祉計画等策定委員会」を設置し、これからの本市における地域福祉の在り方について協議し、本計画を策定しました。